

避難施設における防災機能の整備の推進を求める意見書

これまで避難場所として地方自治体が指定した公立学校、公民館及び民間施設等の避難施設は、大規模地震や豪雨等の非常災害時には、地域住民の防災拠点として中心的な役割を担ってきました。

このたびの東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所として利用されるとともに、必要な情報を収集・発信する拠点になるなど、さまざまな役割を果たし、その重要性が改めて認識されています。しかし一方で、多くが、備蓄倉庫や自家発電設備、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障をきたし、被災者が不便な避難生活を余儀なくされるなどの問題も浮き彫りになりました。こうした実態を踏まえ、現在、避難施設の防災機能のあり方について、さまざまな見直しが求められています。

よって、政府におかれては、大規模地震や集中豪雨などの災害が発生した際、避難施設において、地域住民の「安全で安心な避難生活」を提供するために、耐震化等による安全性能の向上とともに、防災機能の一層の強化が不可欠であるとの認識に立ち、下記項目について、速やかに実施するよう強く要望します。

記

- 1 今回の東日本大震災で明らかになった防災機能に関する諸課題について、地震や集中豪雨など過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと
- 1 避難場所として備えるべき必要な防災機能の基準を作成するとともに、地方公共団体に対しその周知徹底に努め、必要な予算措置を講ずること
- 1 防災機能を向上させる先進的な取り組み事例を収集し、さまざまな機会を活用して地方公共団体に情報提供すること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成23年7月7日

長 崎 市 議 会